青森地方裁判所管内の執行事件における管轄について

１　対象事件

・不動産執行事件（事件符号（ケ），（ヌ））
・債権執行事件（事件符号（ル），（ナ））
・債権配当等手続事件（事件符号（リ））
・財産開示事件（事件符号（財チ））
・第三者からの情報取得事件（事件符号（情チ））

２　管轄

◎　青森地方裁判所第２民事部執行係

TEL 017-722-5624（不動産執行・財産開示担当　直通）
TEL 017-722-5628（債権執行・情報取得担当　直通）

【管轄地域】

青森市の内
　住居表示「青森市浪岡大字」の地区（旧南津軽郡浪岡町）を除く全域
むつ市，五所川原市，つがる市
上北郡の内
　野辺地町，横浜町，六ケ所村，東北町，七戸町
下北郡（大間町，東通村，風間浦村，佐井村）
東津軽郡（平内町，今別町，蓬田村，外ヶ浜町）
西津軽郡（鰺ヶ沢町，深浦町）
北津軽郡（板柳町，中泊町，鶴田町）

◎　青森地方裁判所弘前支部執行係

TEL 0172-32-4351（直通）

【管轄地域】

青森市の内
　住居表示「青森市浪岡大字」の地区（旧南津軽郡浪岡町）
弘前市，黒石市，平川市
中津軽郡（西目屋村）
南津軽郡（藤崎町，大鰐町，田舎館村）

◎　青森地方裁判所八戸支部執行係

TEL 0178-22-3112（直通）

【管轄地域】

八戸市，十和田市，三沢市
上北郡の内
　六戸町，おいらせ町
三戸郡（階上町，三戸町，田子町，南部町，五戸町，新郷村）